

2月7日(木)から 3月15日(金)まで 所得税と町県民税の 申告相談が 始まります

平成30年分所得税の確定申告および平成31年度町県民税の申告相談が次の日程で始まります。

平成31年1月1日現在で美郷町に住所登録をしている方の、平成30年1月1日から12月31日までの所得が対象となります。

期間 ● 2月7日(木)～3月15日(金)

日程 ● 13ページの日程表をご覧ください。

時間 ● 午前の部：午前8時45分～正午

午後の部：午後1時～午後4時（受付終了時刻）

※3月15日(金)は午前の部で終了します。

会場

【千畑地区】美郷町役場 3階 大会議室(エレベーターをご利用ください)

【六郷地区】美郷町中央ふれあい館 1階 ホール

【仙南地区】美郷町南ふれあい館 1階 和室

所得税の確定申告について

申告が必要な方

- ・農業や営業などの事業を営んでいる方
- ・地代や家賃収入などの不動産収入がある方
- ・給与を2事業所以上からもらっていて、年末調整をしていない方
- ・年末調整をした給与以外の所得が、20万円を超える方
- ・勤務先で源泉徴収されていない方
- ・土地や建物を売った方 など

町県民税の申告について

申告が必要な方

所得税の確定申告を済ませた方（町県民税の申告をしたとみなされます）以外で下記に当てはまる方

- ・年末調整をした給与所得のほかに20万円以内の所得がある方
- ・公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方
- ・収入が遺族年金や障害年金、失業給付金などの非課税所得のみの方

※未申告の場合は国民健康保険税等に影響します。

申告が必要かどうかの簡易判定フローチャートを12ページに掲載していますので、ご参照ください。

申告時に必要なもの

- ①マイナンバーカード(個人番号カード)、または通知カードと身分証明書(運転免許証など)
 - ②「利用者識別番号」の通知または税務署からの「確定申告のお知らせ」のはがき
 - ③印鑑(認め印で可)
- 【給与や公的年金等の収入がある方】**
- ④源泉徴収票の原本
- 【営業・農業・不動産等の事業所得がある方】**
- ⑤収支内訳書または帳簿など
 - ⑥農産物の出荷証明書など
 - ⑦必要経費として計上するものの支払証明書や領収書など
- ※事業所得がある方は、事前に収入金額や必要経費を収支内訳書やノートなどに整理・集計してからご来場ください。

【一時所得・雑所得(個人年金、報酬)等がある方】

- ⑧支払明細書や支払調書など

【各種控除を申告される方】

- ⑨社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除
→保険料を支払った証明書や領収書
- ⑩寄附金控除→支払った領収書や証明書
- ⑪障害者控除→障害者手帳など
- ⑫医療費控除→対象の医療費を集計した明細書

【所得税の還付申告をする方】

- ⑬通帳やキャッシュカードなど申告者の口座情報を確認できるもの(本人名義の口座に限る)

※家族の分も申告される場合は、対象者の口座情報が確認できるものもお持ちください。

お忘れなく

マイナンバー(個人番号)の記載が必要です

記載が必要になる方

申告者本人、控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者

番号確認のため、世帯全員のマイナンバーカード(個人番号カード)または、通知カードをお持ちください。

■本人確認が必要です

- ・マイナンバーの提供を受けるときは、「なりすまし」を防ぐため、本人確認が義務付けられています。
- ・マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証等の本人確認書類をお持ちください。

電子申告には利用者識別番号が必要です

町では、所得税の確定申告の内容を書面ではなく、電子データで税務署に提出しています。昨年度までに町の申告相談に来られた方には、電子申告に必要な「利用者識別番号」を取得していただいていますので、その際に交付された利用者識別番号の通知をお持ちください。ま

た、税務署から「確定申告のお知らせ」のはがきが届いた方は、はがきもお持ちください。利用者識別番号未取得の方は、今年度の町の申告相談会場でも取得することができます。

医療費控除を受ける場合は事前に「明細書」への記入が必要です

■医療費控除について

医療費控除を受ける場合は、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。「医療を受けた方」「医療機関(病院・薬局)」ごとに支払った医療費を集計し、医療費控除の明細書に記入したうえで、申告会場にお越しください。なお、医療費控除の明細書は、平成31年1月に各戸に配布する「申告相談のご案内」にも同封する予定です。

■セルフメディケーション税制について

セルフメディケーション税制とは、健康の維持増進や疾病の予防として一定の取り組みを行う個人が、スイッチOTC医薬品(医師の処方せんなしに薬局などで購入できるよう認可された医薬品)を購入した際に、一定の条件のもとで所得控除を受けることができる医療費控除の特例です。従来の医療費控除との比較は下記のとおりです。

■医療費控除とセルフメディケーション税制との比較

	医療費控除	セルフメディケーション税制
控除対象となる費用	申告者と、申告者と生計を一にする配偶者その他親族のために支払った医療費	申告者と、申告者と生計を一にする配偶者その他親族のために購入したスイッチOTC医薬品
所得控除額	1月から12月までの1年間に支払った医療費の総額から①と②を引いた額 ①保険金などで補てんされる金額 ②10万円(総所得金額等が200万円未満の場合) 合は総所得金額等×5% ※控除限度額は200万円	1月から12月までの1年間に購入したスイッチOTC医薬品の総額から①と②を引いた額 ①保険金などで補てんされる金額 ②1万2千円 ※控除限度額は8万8千円
申告時の添付書類	医療費控除の明細書	・セルフメディケーション税制の明細書 ・人間ドックやがん検診の領収書または結果通知書などの一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類

※医療費控除、セルフメディケーション税制ともに税の控除のため、支払った医療費などが還付されるものではありません。

※医療費控除、セルフメディケーション税制は同時に適用できません。どちらか一方のみ適用可能です。

※各種明細書は町税務課に備え付けているほか、国税庁ホームページからもダウンロードできます。